

越 監 公 表 第 6 号

地方自治法第199条第14項の規定により、市長から令和2年（2020年）4月10日付け越監第26号の定期監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和2年6月25日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

越谷市監査委員 武 藤 智

越谷市監査委員 島 田 玲 子

## 監査の結果に係る措置について

消防本部及び消防署

### 【指摘事項】

#### <支出事務>

##### (1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例に、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや日当の支給などが規定されている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ① 庶務事務システムへの入力誤りがあったため支給金額に不足が生じていたもの。(予防課)

### 【措置等の内容】

ご指摘の件につきましては、職員が旅費の申請を行う際に、往復分の交通費を申請すべきところ、システムの操作方法を誤って片道分の額で申請し、さらに、承認者の確認が漏れたため、支給金額に不足が生じたものです。

誤って申請した旅費については、所属長が承認を取消し、改めて適正に申請し、3月分の給与にて調整いたしました。

今後は、交通費入力の際に、片道・往復の区分を確認し、適正に申請することを徹底するとともに、承認者による十分な確認をすることで、再発防止に努めてまいります。

## 監査の結果に係る措置について

消防本部及び消防署

### 【指摘事項】

#### <支出事務>

##### (1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例に、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや日当の支給などが規定されている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ② 日当の請求金額が誤っていたため過支給となっていたもの。(予防課)

### 【措置等の内容】

ご指摘の件につきましては、職員が旅費の申請を行う際に、日当の額について認識不足であったため、誤った額で申請し、さらに、承認者の確認が漏れたため、過支給が生じたものです。

誤って申請した旅費については、所属長が承認を取消し、改めて適正に申請し、3月分の給与にて調整いたしました。

今後は、日当入力の際に、「越谷市職員等の旅費の支給に関する規則」第9条の規定に基づき適正に申請することを徹底するとともに、承認者による十分な確認をすることで、再発防止に努めてまいります。

## 監査の結果に係る措置について

消防本部及び消防署

### 【指摘事項】

#### <支出事務>

#### (2) 特殊勤務手当の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する夜間特殊業務手当については、越谷市職員の特殊勤務手当に関する条例に、支給対象となる勤務時間や支給金額が規定されている。

職員への夜間特殊業務手当の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ① 勤務実績の集計に誤りがあったため過支給となっていたもの。(消防署・大相模分署)

### 【措置等の内容】

ご指摘の件につきましては、月をまたぐ当直勤務において、勤務日数の集計を誤ったことにより、1回の勤務に対して重複して手当を申請し、さらに、承認者の確認が漏れたため、過支給となっていたものです。

誤って申請した夜間特殊業務手当については、所属長が承認を取消し、改めて適正に申請し、2月分の給与にて調整いたしました。

今後、同様の誤りが生じないように、集計及び管理の方法の見直しを行うことで、正確に集計することを徹底するとともに、承認者による十分な管理を行い、再発防止に努めてまいります。

## 監査の結果に係る措置について

消防本部及び消防署

### 【指摘事項】

#### <支出事務>

#### (2) 特殊勤務手当の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する夜間特殊業務手当については、越谷市職員の特殊勤務手当に関する条例に、支給対象となる勤務時間や支給金額が規定されている。

職員への夜間特殊業務手当の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ② 支給対象外の時間を計上したため過支給となっていたもの。(大相模分署)

### 【措置等の内容】

ご指摘の件につきまして、夜間特殊業務手当は、午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務につき手当が支給されるべきところ、誤って支給対象外の時間に係る勤務に対して手当を申請し、さらに、承認者の確認が漏れたため、過支給となっていたものです。

誤って申請した夜間特殊業務手当については、所属長が承認を取消し、改めて適正に申請し、2月分の給与にて調整いたしました。

今後、同様の誤りが生じないように、夜間特殊業務手当の支給対象時間について周知徹底するとともに、承認者による十分な確認を行い、再発防止に努めてまいります。

## 監査の結果に係る措置について

消防本部及び消防署

### 【指摘事項】

#### <支出事務>

#### (3) 土地賃貸借契約において、契約書の規定どおりに賃借料の見直しを検討していないものがあった。

長期継続契約である土地賃貸借の契約書を確認したところ、「賃借料は、地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する固定資産税の基準年度の翌年度に見直しを検討するものとする。」と定められていたが、賃借料の見直しが検討されていなかったものである。（警防課）

### 【措置等の内容】

ご指摘の件につきましては、防火水槽用地として、市が土地を借りている契約に係るものです。賃借料については、契約書において、「地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する固定資産税の基準年度の翌年度に見直しを検討するものとする」と定めています。契約にあたっては、市が土地の所有者に、防火水槽の設置を強く要望して契約締結に至っていることから、契約当初から契約金額の減額を行わない旨の決定をしていましたが、今回、増額についての見直しを行うことを失念していました。

ご指摘を受け、直ちに賃借料が増額となる契約の相手方と協議を実施し、変更契約を締結しました。また、賃借料の減額を行わない旨については、文書決裁により明確化しました。

今後は同様の事象が起きないように、土地賃貸借契約に係る引継ぎ簿を作成し、契約に基づいた支出を徹底してまいります。

## 監査の結果に係る措置について

消防本部及び消防署

### 【指摘事項】

#### <財産管理>

**(1) 車両管理において、任意保険に加入していなかったことにより、補償を受けられないものがあった。**

越谷市の所有する自動車については、庁舎管理課長通知により、必ず任意保険に加入する取扱いとされている。車両の管理状況について確認したところ、平成30年11月9日に取得した救急自動車に係る任意保険の加入手続を行わなかったため、物損事故に伴う賠償金及び救急自動車の修繕費用の補償を受けられなかったものである。(救急課)

### 【措置等の内容】

ご指摘の件につきましては、救急自動車の契約業者から車検証の写しを受け取った際に、任意保険の加入手続を行うべきところ、他の緊急自動車登録の手続等で事務が煩雑になり、加入手続を失念したことにより、補償を受けられなかったものです。

任意保険に未加入であったことを現認した後、直ちに加入手続を行いました。

再発防止策として、手続に不備がないことを確認できるよう、事務手順書を作成し、一つずつの手続を完了した際には、所属長に報告し確認印を押印することといたしました。